12　11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。

13　12の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」、「免許人所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、地球局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び実験試験局（宇宙無線通信を行うものに限る。）については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局、放送衛星試験局、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称を他の人工衛星と区別できる特有の名称で「何衛星」のように記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「何系衛星」のように記載することができる。

14　13の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。

　この場合において、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz　何kHz間隔　何波」、「何MHzから何MHz」のように記載することができる。

15　14の欄は、注８に準じて記載すること。

16　15の欄は、次によること。

⑴　無線設備の規格コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

⑵　定格出力の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備の出力端子における出力規格のうち、最大のものを記載すること。

［⑶　略］

⑷　適合表示無線設備の表示の有無の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備について、無線設備の規格コードの欄に記載する規格に適合する適合表示無線設備の表示の有無を記載するものとし、該当する□にレ印を付けること。

17　16の欄は、次によること。

［削る］

⑴　申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合は、その旨及び当該国の名称を記載すること。

⑵　国際公衆通信を取り扱う無線局である場合は、国際書類に公表されている識別信号又は発射の特性によつて容易に識別される局であることを示す事項を記載すること。

（記載例）　国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告Ｅ・212に基づき、××××××と続いて×桁の数字による識別信号を送信するもの

［削る］

15　14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

16　15の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、地球局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び実験試験局（宇宙無線通信を行うものに限る。）については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何）系衛星」のように記載することができる。

17　16の欄の記載は、次によること。

　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の欄の記載は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定するすべての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz　何kHz間隔　何波」又は「何MHzから何MHz」のように記載することができる。

18　17の欄の記載は、注10の⑵に準じて記載すること。

19　18の欄の記載については、次によること。

⑴　無線設備の規格コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

⑵　定格出力の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定のすべての無線設備の出力端子における出力規格のうち、最大のものを記載すること。

［⑶　同左］

⑷　技術基準適合証明の有無の欄は、免許の有効期限中に無線通信の用に供する予定のすべての無線設備について、無線設備の規格コードの欄に記載する規格に適合する適合表示無線設備の表示の有無を記載するものとし、該当する□にレ印を付けること。

20　19の欄の記載は、次によること。

⑴　４の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

⑵　申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。

⑶　国際公衆通信を取り扱う無線局である場合は、国際書類に公表されている識別信号又は、発射の特性によつて容易に識別される局であることを示す事項を記載すること。

（記載例）　国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告Ｅ・212に基づき、××××××と続いて×桁の数字による識別信号を送信するもの。

⑷　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。